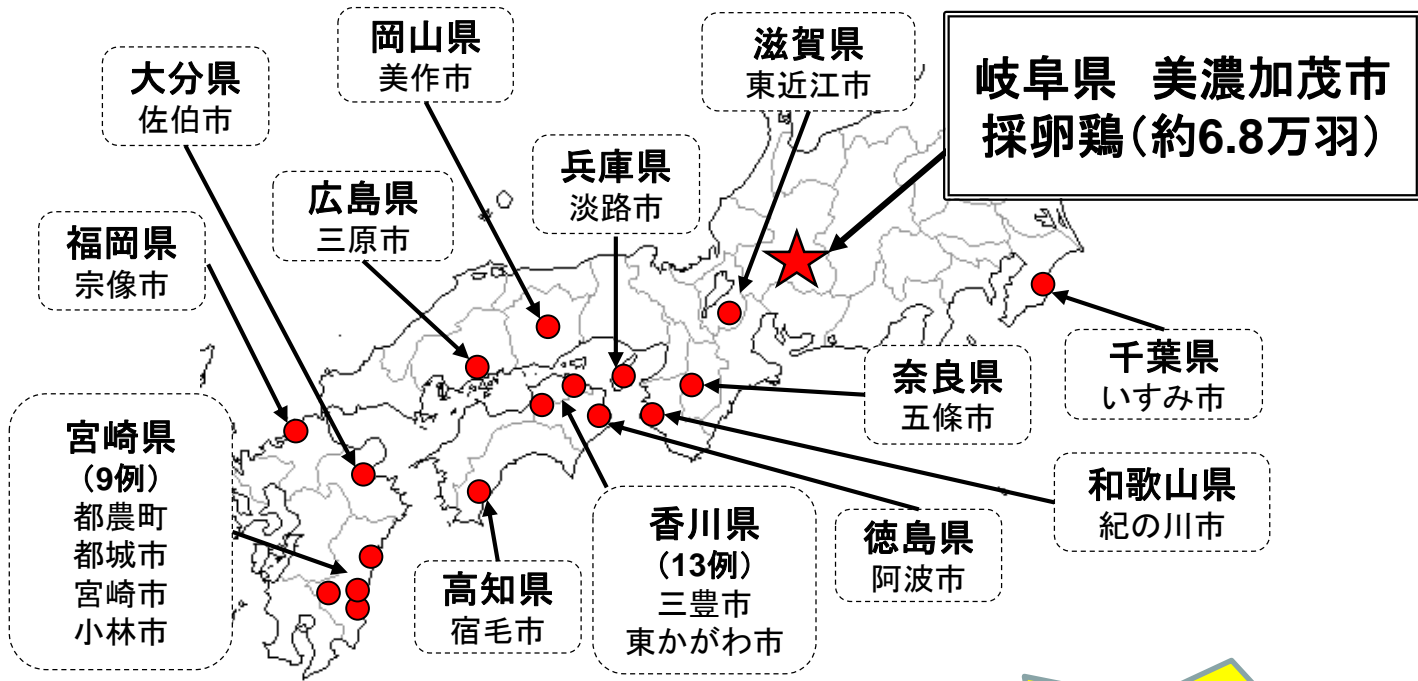


岐阜県で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜 (国内34例目)が確認されました！！



- ◇ 農場消毒(消石灰散布等)
- ◇ 野鳥を含む野生動物の侵入防止対策
- ◇ 家きん舎ごとの専用の靴の設置および使用
- ◇ 人・車両・物によるウイルス持込み防止対策

対策の徹底を
お願いします！

家きん飼養者のみなさまは、農場のウイルス侵入防止対策の状況についての自己チェックを実施し、家畜保健衛生所に報告をお願いいたします。

実施できていない項目については、**早急に改善をお願いします。**

詳しくは、家畜衛生情報（令和2年12月25日 No.2-45）をご覧ください。

【滋賀県での発生農場の防疫措置状況および今後の予定】

12月13日 5時00分:高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定、防疫措置開始

14日 20時30分:防疫措置終了

30日 搬出制限区域(3~10km圏内)の解除

1月5日0時:すべての制限解除予定

☆まとまった数の死亡、鶏冠や脚の内出血など疑わしい症状があった場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1
TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821
緊急携帯:090-3613-7486

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1
TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681
緊急携帯080-6176-8052